

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：波佐見町指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

(単位：ha)

棚田の名称	政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田	保全を図る棚田及び棚田等の面積
①川内	9.5	9.5
②鬼木	21.9	24.1
③木場山	3.9	4.0
④野々川	9.9	18.1
⑤井石東	5.3	5.3
⑥桑ノ木	2.6	2.6
⑦金屋	7.8	8.2
⑧後川内	2.4	2.4
⑨宮ノ前	3.8	3.8
⑩山口	1.9	1.9
⑪小野	5.7	5.7
⑫蛭子田	6.4	6.4
⑬山ノ田	1.1	1.1

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止

- ・多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持管理を行い、指定棚田地域における中山間地域等直接支払交付金第 5 期対策の協定農用地面積 8 6. 4 ha を維持する。

○担い手の確保

- ・多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域住民が一体となり取り組む共同活動を促進し、棚田の保全に取り組む 2 1 1 人を維持する。

○生産性・付加価値の向上

- ・作業の省力化に向け、令和 6 年度までにリモコン草刈り機、施肥・防除用ドローン等の導入またはリースで活動する体制作りを行う。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・既存の直売所にて、棚田で生産された米や棚田米を活用した加工品の販売を行う。

○良好な景観の形成

- ・令和6年度までに景観作物（レンゲ・コスモス・ひまわり等）を波佐見町全域の棚田地域で現状の0.5haから10haまで植栽を増加させる。
- ・棚田の畦畔にグランドカバープランツ（センチピードグラス等）を植栽する集落協定を、令和6年度までに、0集落から2集落に増やす。

○伝統文化の継承

- ・鬼木浮立、清流ほたるまつり、棚田を舞台とするイベント等、それぞれの祭りやイベントを継承する関係町民の数を維持する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・農村交流体験（自然体験・農作業体験等）の取組を年1回開催し、関係人口を創出する。

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・棚田の魅力を活かす新規イベントを令和6年度までに1回以上開催する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

○耕作放棄の防止

- ・協定を締結した集落に毎年交付される中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用し、集落において農地の草刈りや共同防除、水路・農道の維持管理等における共同活動を促進し、棚田等の保全を図る。

○担い手の確保

- ・集落において、農家内の農外就労者や非農家等の掘り起こし等を行い、指定棚田地域における保全活動等の担い手の確保・育成を図る。

○生産性・付加価値の向上

- ・各集落協定において、無人草刈り機やドローン等の省力化機械を導入またはリースし、各農業者の省力化に努める。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○ 農産物の供給の促進

- ・ 棚田で生産された農産物を活用した加工品や棚田米等をインターネットや直売所を利用してブランド化を図るとともに、加工品及び棚田米等の販路を拡大する。

○ 良好な景観の形成

- ・ レンゲ・コスモス・ひまわり等景観作物の播種を実施し、良好な景観を確保する。
- ・ 各集落協定では、棚田等の畦畔にグランドカバープランツ（センチピードグラス等）を植栽することにより、農作業の省力化と景観維持を両立する。また、町内でグランドカバープランツを導入している棚田等の状況を、他の集落協定へ周知し、導入の推進を図る。

○ 伝統文化の継承

- ・ 指定棚田地域において現存する祭りや伝統行事等を継続して行い、伝統文化（鬼木浮立等）を維持・継承する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 自然体験・農作業体験等の農村交流体験を行い、関係人口の創出・拡大を図る。

○ 棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 棚田ウォーキングやキャンプイベント等のこれまでに無い新たなイベントを実施し、観光客を誘客する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

別添5 波佐見町指定棚田地域振興協議会規約の別紙のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項